

■平成17年度

新防衛大綱・新中期防と防衛関係予算について

主計局主計官 片山 さつき

1. はじめに

一昨年12月に弾道ミサイル防衛システム（BMD）の導入を決定した際の閣議決定で「自衛隊の既存の組織・装備等の抜本的見直し、効率化を行うとともに、厳しい経済財政事情等を勘案し、防衛関係費を抑制していく。～このような考え方の下、新中期防衛力整備計画（中期防）を平成16年（2004年）末までに策定し、その総額の限度を定める。～略～新たな防衛計画の大綱を前もって策定する」こととされ、9年ぶりに防衛大綱が策定されることとなった。これは本格的侵略事態の生起の可能性が低下する一方、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や多様な事態への対応が差し迫った課題となっている我が国を巡る安全保障環境の変化等を踏まえたものである。昨年4月には官邸に「安全保障と防衛力に関する懇談会」（東京電力顧問荒木浩座長）が設置され、10月4日に報告書を小泉総理に提出した。その後6回の安全保障会議での議論等を経て昨年12月10日に「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」（新防衛大綱）及び「中期防衛力整備計画（平成17年度～平成21年度）」（新中期防）が閣議決定された。

その初年度となる平成17年度予算は、この新防衛大綱及び新中期防を踏まえ、対前年度△1.0%、初の3年連続のマイナス予算となり、主要装備品等（旧正面経費）を△10.8%とするなど思い切った削減を行う一方で、テロや弾道

ミサイル等の新たな脅威等への対応に重点化を図っている。

本稿では、以下、我が国の防衛力の整備の推移を概観した後、新防衛大綱、新中期防及び平成17年度の防衛関係予算の概要について説明することとしたい。

2. 我が国の防衛力整備の推移

我が国の防衛力整備に係る計画等の推移を図示すると（参考1）のとおりであり、それぞれの経緯は以下のとおりである。

(1) 国防の基本方針（昭和32年5月）

我が国の防衛政策の基本的考え方を示す「国防の基本方針」は、「国防の目的は、直接及び間接の侵略を未然に防止し、万一侵略が行われるときはこれを排除し、もって民主主義を基調とするわが国の独立と平和を守ることにある。」とした上で、この目的を達成するための基本方針として4項目を掲げている。防衛力の整備については、その第3項に、「国力国情に応じ自衛のため必要な限度において、効率的な防衛力を漸進的に整備する。」と定められている。

(2) 1次防から4次防まで（昭和33年度～51年度）の「年次防方式」

「国防の基本方針」の下、各年度の予算編成に際し、準拠すべき防衛力整備の具体

(参考1)

防衛力整備計画の系譜

(年度)	33～35	36	37～41	42～46	47～51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
------	-------	----	-------	-------	-------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

国 防 の 基 本 方 針

(昭和32.5.20 国防会議及び閣議決定)

1次防	2次防	3次防	4次防	防衛計画の大綱 (昭和51.10.29 国防会議及び閣議決定)		平成8年度以降に係る 防衛計画の大綱 平成7.11.28 安保会議及び閣議決定		平成17年度以降に係る 防衛計画の大綱 平成16.12.10 安保会議及び閣議決定	
				GNP1%枠 (昭和51.11.5国防 会議及び閣議決定)		「総額明示方式」 (昭和62.1.24安保会議及び閣議決定)			
				[注]					
				防衛庁部内資料	中期防衛力 整備計画 昭和60.9.18 国防会議及び 閣議決定	中期防衛力 整備計画 平成2.12.20 安保会議及び 閣議決定	中期防衛力 整備計画 平成7.12.14 安保会議決定 平成7.12.15 閣議決定	中期防衛力 整備計画 平成12.12.15 安保会議及び 閣議決定	中期防衛力 整備計画 平成16.12.10 安保会議及び 閣議決定
					56 中業	修正計画 平成4.12.18 安保会議及び 閣議決定	見直し計画 平成9.12.19 安保会議及び 閣議決定		
				53 中業					

[注] 「平成3年度以降の防衛計画の基本的考え方について」(平成2.12.19安全保障会議及び閣議決定)

的な中期的方針として策定された1次防～4次防は、防衛構想としては通常兵器による局地戦以下の侵略事態に対し、最も有効に対処し得ることを目標としており、このような考え方は「所要防衛力構想」とも呼ばれる。この「所要防衛力構想」では、量的拡大と質的充実が平行して進められ、1次防から4次防で程度・内容の差はあるが、いずれも防衛力整備の哲学、ストック、フロー等を特に区別することなく一体的に定める方式であった。

(3) 52大綱と「単年度方式」

昭和51年10月に策定された「52大綱」では、「所要防衛力構想」から「基盤的防衛力構想」へと大きな転換が図られた。「基盤的防衛力構想」とは、「平時において十分な警戒態勢をとり得るとともに、限定的かつ小規模な侵略までの事態に有効に対処し得る」ことを目標とするものであり、「防衛力の整備状況は、規模的に『基盤的防衛力構想』において目標とするところとほぼ同じ水準にある」との認識の下、保有

しておくべき防衛力のストック水準が示された。従来の量的拡大は一段落し、防衛力整備の中心は質的充実に移ることとなった。

ストックの目標水準がほぼ固定され、防衛力整備の中期的道筋を示す必要性が小さくなったと考えられたため、昭和52年度以降の各年度のいわばフローの面での防衛力整備については、中期的な計画は作らず、各年度の予算で整備内容を定める「単年度方式」がとられることとなった。その際防衛関係費の経費面の歯止めがなくなるとの懸念に対応するため、52大綱策定直後の51年11月、「当面の防衛力整備について」（いわゆる「GNP1%枠」）が閣議決定され、その後10年間にわたり、防衛関係費の歯止めとして機能することとなった。

(4) 中期防衛力整備計画（61中期防）の策定と「総額明示方式」の採用

61中期防においては文民統制の充実を図る見地から、防衛庁の部内資料として策定された5年間の「中期業務見積」（いわゆる「中業」）を政府レベルの計画に格上げし、

中期的な防衛力整備の方向と経費の両面にわたり、政府の責任の下に示すこととなった。

その後、昭和62年度の予算編成過程において、防衛関係費の対 GNP 比が 1 % を超えることとなり、昭和61年12月に「GNP 1 % 枠」は適用しないこととされた一方で、これに代わる新たな歯止めが必要との観点から、翌62年1月の安全保障会議及び閣議により、中期防期間中の予算は、同計画に定める所要経費の枠内とするという「総額明示方式」が決定された。なお、「GNP 1 % 枠」を決めた51年11月の閣議決定については、「同閣議決定の“節度ある防衛力整備を行う”という精神は引き続きこれを尊重する」こととされた。

(5) 08大綱とその後の中期防

平成7年11月、52大綱策定後約20年が経過し、冷戦の終結等により東西間の軍事的対峙の構造が消滅するなど国際情勢が大きく変化するとともに、PKO、大規模災害派遣等で自衛隊に期待される役割が多様化していること等に鑑み、今後の防衛力の在り方についての新たな指針として、「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱」(08大綱)が決定された。08大綱は、52大綱の基盤の防衛力構想を基本的に踏襲しつつ、我が国の防衛力について、合理化・効率化・コンパクト化を一層進めるとともに、必要な機能の充実と質的な向上を図り、同時に適切な弾力性を確保し得るものとするものとされている。

08大綱において、我が国が保有すべき防衛力のストックの水準は、陸上自衛隊の自衛官定数について18万人から16万人(うち常備自衛官定員14.5万人)へ、戦車を約1,200両から約900両へ、護衛艦を約60隻から約50隻へ、航空自衛隊の作戦用航空機を約430機から約400機にする等下方修正された。08大綱を受けた08中期防・13中期防では、08大綱に定める防衛力の水準への移行

過程が中期的に示されるとともに、計画期間中の防衛関係費の総額の限度は各々、平成7年度価格で25兆1,500億円、平成12年度価格で25兆100億円程度とされた。

(6) 現行の「計画方式」の趣旨

防衛大綱、中期防等の組合せにより防衛力整備の中長期的枠組みを形成する現在の方式は「計画方式」とも称されるが、その趣旨としては、以下の3点を挙げることができる。

第1は、文民統制(シビリアン・コントロール)の実効を確保する仕組みとしての役割である。自衛隊に対するシビリアン・コントロールの確保については、国会によるコントロール、内閣総理大臣の指揮監督と防衛庁長官の隊務総括、などと並び、内閣に置かれている安全保障会議が重要な役割を果たしている。防衛力の整備・維持・運用に関する基本方針である防衛大綱、及び防衛力整備等の事業内容と経費の限度を定めた中期的計画である中期防は、ともに自衛隊の在り方を大きく左右する重要なものであるが、これらはいずれも国防に関する重要事項として、内閣総理大臣を議長として関係閣僚等から構成されている安全保障会議に諮問され、審議、チェックを受ける。

第2は、中期的見通しの下で計画的な防衛力整備を図ることである。自衛隊の主要装備品は契約から取得まで最長5年の期間を要することや、部隊の整備や装備体系の変更等も段階的に行われるものであること等から、逐年の防衛力整備に当たっても、主要な事業については将来の予測に基づいて進める必要性が高い。

第3は、経費面の歯止めとしての機能である。上述のとおり、毎年度の防衛予算の歯止めについては、昭和62年1月に決定されたいわゆる「総額明示方式」によって、中期防期間中の予算は同計画に定める所要経費の上限の枠内で決定することとされて

いる。

このような「計画方式」においては、①まず防衛の構想・哲学等と保有すべき防衛力の具体的水準（いわばストック）を示す防衛大綱が定められ、②これに基づき5年ごとに防衛力整備の所要経費の上限や主要事業の具体的内容（いわば5年間のフロー）を定める中期防が策定され、③これらの枠組みの下で、その時々を経済財政事情等を勘案し、国の他の諸施策との調和を図りつつ、毎年度の防衛予算（いわば1年間のフロー）が編成されている。

3. 新防衛大綱の概要

(1) 我が国を取り巻く安全保障環境

- ① 今日の安全保障環境については、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態への対応が国際社会にとって差し迫った課題となっている。また、国際社会における軍事力の役割は多様化しており、武力紛争の抑止・対処に加え、紛争の予防から復興支援に至るまで多様な場面で積極的に活用されている。
- ② 我が国の周辺においては、極東ロシアの軍事力は量的に大幅に削減されたが、依然として大規模な軍事力が存在するとともに、多数の国が軍事力の近代化に力を注いできた。北朝鮮は大量破壊兵器や弾道ミサイルの開発、配備、拡散等を行っている。中国は核・ミサイル戦力や海・空軍力の近代化を推進するとともに、海洋における活動範囲の拡大などを図っており、このような動向には今後も注目していく必要がある。
- ③ 以上のような我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえると、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下する一方、我が国としては地域の安全保障上の問題に加え、新たな脅威や多様な事態

に対応することが求められている。

(2) 安全保障の基本方針

我が国の安全保障の目標としては、第一に「我が国に直接脅威が及ぶことを防止し、脅威が及んだ場合にはこれを排除するとともに、その被害を最小化すること」、第二に「国際的な安全保障環境を改善し、我が国に脅威が及ばないようにすること」が掲げられている。そしてこれらの目標は、「我が国自身の努力」、「同盟国との協力」及び「国際社会との協力」を統合的に組み合わせることにより、達成されるとしている。

また、「日本国憲法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならないとの基本理念に従い、文民統制を確保するとともに、非核三原則を守りつつ、節度ある防衛力を自主的に整備する」との、これまでの基本的防衛政策は新大綱においても堅持されている。

(3) 我が国の防衛力

今後の防衛力については、新たな安全保障環境の下、「基盤的防衛力構想」の有効な部分は継承しつつ、新たな脅威や多様な事態に実効的に対応し得るものとする必要があるとともに、国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動に主体的かつ積極的に取り組み得るものとする必要があるとされている。また、少子化による若年人口の減少、格段に厳しさを増す財政事情等に対する配慮の必要性についても指摘されている。

このような観点から、「(今後の我が国の防衛力については) 即応性、機動性、柔軟性及び多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度の技術力と情報能力に支えられた、多機能で弾力的な実効性のあるものとし、その際、規模の拡大に依存することなくこれを実現するため、要員・装備・運用にわたる効率化・合理化を図り、

限られた資源でより多くの成果を達成することが必要である」とされている。

(4) 防衛力の役割

以下のとおり、それぞれの分野において、実効的に役割を果たし得るものとし、このために必要な自衛隊の体制を効率的な形で保持するものとしている。

① 新たな脅威や多様な事態への実効的な対応

弾道ミサイル攻撃、ゲリラや特殊部隊による攻撃等、島嶼部に対する侵略、周辺海空域の警戒監視及び領空侵犯対処や武装工作船等、大規模・特殊災害等、新たな脅威や多様な事態に実効的に対応できる体制を保持する。

② 本格的な侵略事態への備え

見通し得る将来において、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下していると判断されるため、従来のような、いわゆる冷戦型の対機甲戦、対潜戦、対航空侵攻を重視した整備構想を転換し、本格的な侵略事態に備えた装備・要員について抜本的な見直しを行い、縮減を図る。同時に、防衛力の本来の役割が本格的な侵略事態への対処であり、その整備が短期間になし得ないものであることにかんがみ、最も基盤的な部分を確保する。

③ 国際的な安全保障環境の改善のための主体的・積極的な取組

国際平和協力活動に適切に取り組むため、教育訓練体制、所要の部隊の待機態勢、輸送能力等を整備し、迅速に部隊を派遣し、継続的に活動するための各種基盤を確立するとともに、自衛隊の任務における同活動の適切な位置付けを含め所

(参考 2) 08大綱別表と新大綱別表の比較

	区 分	08 大 綱	新 大 綱
陸上自衛隊	編成定数 常備自衛官定員 即応予備自衛官員数	16万人 14万5千人 1万5千人	15万5千人 14万8千人 7千人
	基幹部隊	平時地域配備する部隊	8個師団 6個旅団
		機動運用部隊	1個機甲師団 1個空挺団 1個ヘリコプター団
		地对空誘導弾部隊	8個高射特科群
	主要装備	戦車 主要特科装備	約900両 約600門／両
海上自衛隊	基幹部隊	護衛艦部隊(機動運用) 護衛艦部隊(地域配備) 潜水艦部隊 掃海部隊 哨戒機部隊	4個護衛艦群(8個隊) (地方隊) 7個隊 6個隊 1個掃海隊群 (陸上) 13個隊
	主要装備	護衛艦 潜水艦 作戦用航空機	約50隻 16隻 約170機
航空自衛隊	基幹部隊	航空警戒管制部隊 戦闘機部隊 航空偵察部隊 航空輸送部隊 空中給油・輸送部隊 地对空誘導弾部隊	8個警戒群 20個警戒隊 1個飛行隊 (要撃) 9個飛行隊 (支援) 3個飛行隊 1個飛行隊 3個飛行隊 1個飛行隊 6個高射群
	主要装備	作戦用航空機 うち戦闘機	約400機 約300機
弾道ミサイル防衛にも使用し得る主要装備・基幹部隊		イージス・システム搭載護衛艦 航空警戒管制部隊 地对空誘導弾部隊	4隻 7個警戒群 4個警戒隊 3個高射群

注：「弾道ミサイル防衛にも使用し得る主要装備・基幹部隊」は海上自衛隊の主要装備又は航空自衛隊の基幹部隊の内数。

要の体制を整える。

(5) 防衛力の内容

上記のような役割を果たす防衛力を実現するための基本となる事項として、i) 統合運用の強化、ii) 情報機能の強化、iii) 科学技術の発展への対応、iv) 人的資源の効率的な活用の4点が掲げられている。

また、防衛力の具体的な体制は別表で示され、08大綱と比較すると(参考2)のとおりである。08大綱からの主な変化を中心に紹介すると以下のとおりである。

① 陸上自衛隊

常備自衛官と即応予備自衛官を合わせた編成定数は16万人から15.5万人に縮減

されているものの、常備自衛官については14.5万人から14.8万人に増加している。これは、自衛隊に即応力が求められるようになっており、任務も国際平和協力業務など拡大していることから、一定のマンパワーを確保することが重要であるが、他方で、現在の厳しい財政事情や公務員の定員削減など行政改革の流れを踏まえると、一定のスリム化を図る必要があり、これらを総合的に勘案したものである。

また、機動運用部隊として中央即応集団を新設することとしているが、これは従来の空挺団やヘリコプター団等に加え、緊急即応連隊（仮称）や国際活動教育隊（仮称）などの各種の機動運用部隊や専門機能を一元的に指揮し、各種事態に迅速に対応するものである。

いわゆる“冷戦型”の主要装備については、戦車が約900両から約600両へ、主要特科装備も約900門／両から約600門／両へ縮減されている。これは従来の本格的な侵略事態への対処を念頭に機甲部隊侵攻への対処を重視した整備構想について、安全保障環境の変化を踏まえて転換し、縮減を図るものである。

② 海上自衛隊

護衛艦部隊（機動運用）については、従来は効率的な対潜戦が可能な護衛艦8隻による護衛隊群を基本単位とし、常時1個護衛隊群を即応の態勢で維持するために4個護衛隊群を必要としていた。新大綱では、弾道ミサイル攻撃への対応、武装工作船や領海内で潜没航行する外国潜水艦等への対応、国際平和協力活動等を効率的に実施し得る4隻を基本単位（護衛隊）とし、事態に即応し、持続的に対応し得る体制として8個護衛隊を保有することとしている。

沿岸海域の警戒及び防備を目的として地域配備する護衛艦部隊については、従来7個護衛隊（5警備区＋津軽・対馬海峡）を保有しているところ、新大綱では、

現在の安全保障環境を踏まえ、5警備区に即応可能な護衛艦を少なくとも常時各1隻配備し得るよう、3隻からなる護衛隊を5個隊保有することとしている。

これに伴い、主要装備のうち護衛艦については、約50隻（54隻）から47隻へ縮減されている。

潜水艦部隊については、従来は、必要な場合に、津軽、対馬及び宗谷の3海峡における警戒、防備を実施し得る体制としていたが、新大綱においては、我が国周辺海域において、新たな脅威や多様な事態に係る兆候をいち早く察知し得るよう、情報収集等の実施を可能とするため、東シナ海及び日本海の海上交通の要衝等に潜水艦を常時配備し得る体制とすることとしている。その際、効率化の観点から、部隊数を、従来の6個隊から4個隊に再編することとしている（隻数は16隻を維持。）。)

哨戒機部隊については、従来は、有事において周辺海域の対潜哨戒に当たる固定翼哨戒機部隊8個部隊、主要な港湾、海峡等の警戒及び防備に当たる陸上回転翼哨戒機部隊5個隊、護衛艦隊の護衛艦に搭載して運用する艦載回転翼哨戒機部隊4個隊を保有することとしていたが、新大綱では、固定翼哨戒機部隊を4個隊に再編するほか、回転翼哨戒機部隊を5個隊に統合することにより、哨戒機部隊全体で9個隊にすることとしている。

これにより、主要装備のうち作戦用航空機については、約170機から約150機へ縮減されている。

③ 航空自衛隊

戦闘機部隊については、領空侵犯等に対して即時適切な措置を講じるため、引き続き12個飛行隊を保有することとするが、大規模な航空侵攻の可能性が低下したこと等を踏まえ、従来からの対航空侵攻を重視した整備構想を転換し、戦闘機を約300機から約260機に削減することと

している。具体的には、一部飛行隊の定数や飛行教導隊の定数を削減するほか、運用の効率化等により在場予備所要、開発所要等の見直しを行い、保有規模を縮小することとしている。

また、空中給油・輸送機部隊を新設することとしているが、空中給油・輸送機については既に現大綱の下で4機体制の整備に着手しているところであり、新大綱においても当面4機体制とすることとしている。

このほか、本格的侵略事態生起の可能性が低下していることを踏まえ、航空偵察部隊について規模を縮小する一方で、国際平和協力活動を主体的・積極的に実施し得る体制を構築するため、航空輸送部隊について質的向上を図りつつ現大綱とほぼ同程度の規模を維持することなどにより、戦闘機以外の作戦用航空機については、約100機から約90機に削減することとしている。

以上により、作戦用航空機については、約400機から約350機に削減することとしている。

④ 弾道ミサイル防衛システム

新たな脅威である弾道ミサイル攻撃に対して実効的に対応するため、海上自衛隊の主要装備のうちイージス・システム搭載護衛艦4隻並びに航空自衛隊の基幹部隊のうち7個警戒群、4個警戒隊及び3個高射群については、弾道ミサイル攻撃へ対応する機能を付加することとしている。

(6) 留意事項

留意事項については、i) 格段に厳しさを増す財政事情を勘案し、一層の効率化、合理化を図り、経費を抑制すること、ii) 装備品等の取得に当たり、その調達価格を含むライフサイクルコストの抑制に向けた取組を推進すること、iii) 関係地方公共団体との緊密な協力の下、防衛施設の効率的

な維持及び整備を推進するため、当該施設の周辺地域とのより一層の調和を図るための諸施策を実施することなどが挙げられている。

また、新大綱においては従来の2つの大綱と異なり、防衛力の在り方はおおむね10年後までを念頭においたものと明記され、かつ、5年後又は情勢に重要な変化が生じた場合には、その時点における安全保障環境、技術水準の動向等を勘案し検討を行い、必要な修正を行うこととされた。

4. 新中期防

(1) 計画の方針

新防衛大綱下での最初の中期防である新中期防においては、平成17年度から平成21年度までの防衛力整備に当たって以下の6つを基本とすることとされている。

- ① 新たな脅威や多様な事態に実効的に対応するとともに、国際平和協力活動に主体的かつ積極的に取り組むため、即応性、機動性、柔軟性及び多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度の技術力と情報能力に支えられた多機能で弾力的な実効性のある防衛力を効率的に整備する。
- ② 新たな安全保障環境の下、防衛行政を担う組織等を見直すとともに、本格的な侵略事態に備えた装備・要員の縮減を図りつつ、基幹部隊、主要装備等について、新防衛大綱に定める新しい防衛力の体制へ早期かつ効率的に移行する。
- ③ 科学技術の発展に的確に対応しつつ、人的資源の効果的な活用を図りながら、統合運用の強化及び情報機能の強化を図ることとし、防衛力の基本的な事項の充実に努める。
- ④ 防衛力の整備、維持及び運用に際して、装備品等の取得の効果的かつ効率的な実施、関係機関や地域社会との協力の強化を図ることとし、防衛力を支える各種施

策を推進する。

- ⑤ 日米安全保障体制及びそれを基調とする米国との緊密な関係を一層強化するための各種施策を推進する。
- ⑥ 格段に厳しさを増す財政事情を勘案し、国の他の諸施策との調和を図りつつ、防衛力の一層の効率化、合理化を図り、経費を抑制する。

(2) 防衛庁・自衛隊の組織の見直し

新防衛大綱に示された新たな体制への移行は、概ね10年後までに計画的かつ段階的に行っていくこととなるが、これらは、できる限り速やかに行うことが望ましい。したがって、新中期防における基幹部隊の見直し等により、新中期防の期間中にほぼ新たな体制に近づくこととなる。

- ① 防衛行政を担う組織の充実・強化を図るため、内部部局等の在り方について検討の上、必要な措置を講ずる。
- ② 統合運用を基本とする体制を強化するため、既存の組織等の見直し、効率化を図り、統合幕僚組織の新設及び各幕僚監部の改編を行うほか、統合運用の成果を踏まえて、統合運用を実効的に行い得る組織等の在り方について、検討の上、必要な措置を講ずる。情報本部については、防衛庁長官直轄の組織とする。
- ③ 陸上自衛隊については、5個の師団、1個の旅団及び2個の混成団について改編を実施し、このうち1個の師団及び2個の混成団は旅団に改編する。また、機動運用部隊や専門部隊を一元的に管理・運用する中央即応集団を新編する。
- こうした改編に伴い、編成定数については現在の16.7万人から新中期防の最終年度には16.1万人程度に、常備自衛官については15.8万人から15.2万人程度に縮減する。
- ④ 海上自衛隊については、護衛艦部隊（機動運用）について、一つの護衛隊を4隻とし、8個護衛隊に集約するとともに

(参考3) 13中期防別表と17中期防別表の比較

区分	種 類	13中期防	17中期防
陸上自衛隊	戦 車	91両	49両
	火 砲（迫撃砲を除く。）	47両	38両
	多連装ロケットシステム	18両	—
	装甲車	129両	104両
	戦闘ヘリコプター（AH-64D）	10機	7機
	輸送ヘリコプター（CH-47JA）	7機	11機
	地対空誘導弾（ホーク）改善用装備品（新）中距離地対空誘導弾	0.25個群 1.25個群	— 8個中隊
海上自衛隊	イージス・システム搭載護衛艦の能力向上	—	3隻
	護衛艦	5隻	5隻
	潜水艦	5隻	4隻
	その他	15隻	11隻
	自衛艦建造計（トン数）	25隻 (約8.6万 ^ト)	20隻 (約5.9万 ^ト)
	新固定翼哨戒機	—	4機
	哨戒ヘリコプター（SH-60J/K）	39機	23機
航空自衛隊	掃海・輸送ヘリコプター（MCH-101）	2機	3機
	地対空誘導弾ベトリオットの能力向上	—	2個群及び教育所要等
	戦闘機（F-15）近代化改修	12機	26機
	戦闘機（F-2）	47機	22機
	新戦闘機	—	7機
	新輸送機	—	8機
	輸送ヘリコプター（CH-47J）	12機	4機
	空中給油・輸送機（KC-767）	4機	1機

に、護衛艦部隊（地域配備）のうち1個護衛隊を廃止する。また、潜水艦部隊を5個潜水隊に、固定翼哨戒機部隊を4個航空隊に、回転翼哨戒機部隊を5個航空隊に、それぞれ集約化する。

- ⑤ 航空自衛隊については、航空警戒管制部隊のうち警戒航空隊を2個飛行隊とする改編を行うとともに、空中給油・輸送部隊を新設する。

(3) 自衛隊の能力等に関する主要事業

中期防の別表では、計画期間中に調達する主要な装備の規模（の上限）が定められている。(参考3)は、中期防別表の新旧比較であり、弾道ミサイル防衛システムの整備に係るイージス艦及びベトリオットの能力向上を除くと、総じて現行中期防より整備規模を抑制したものとなっている。

陸上自衛隊の戦車については、13中期防の91両に対して、新中期防では49両に縮減している。

海上自衛隊の潜水艦については、これまで毎年1隻ずつ建造してきたが、艦齢の延長等の効率化努力により、5年間で4隻の建造にとどめることとしている。

航空自衛隊のF-2については、平成7年12月の閣議決定等により130機を取得することとされていたが、近年の厳しい財政事情等を勘案して取得予定数の見直しを行い、98機に削減することとした。また、F-4の後継機となる新たな戦闘機(F-X)については、財政事情も勘案し、新防衛大綱の下での整備数量の抑制に配慮することとされた。

弾道ミサイル防衛システムの整備については、中期防期間中に、契約ベースで6,100億円、歳出ベースで5,500億円の規模の事業を計上している。

(4) 所要経費

① 総額の限度

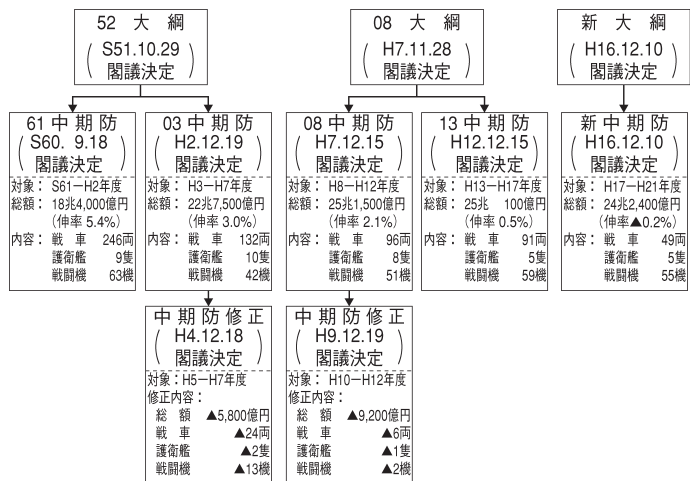
計画期間中の防衛関係費の総額の限度については、平成16年度価格で概ね24兆2,400億円程度をめどとすることとなった。これは、現行中期防の25兆100億円程度と比べて、▲7,700億円(▲3%)と大幅に縮減され、また、計画期間直前年度を起点とすると平均伸率は▲0.2%であり、中期防始まって以来のマイナス伸率となっている。(参考4)

② 調整枠

新中期防では、将来における予見し難い事象への対応、より安定した安全保障環境への貢献等特に必要があると認める場合にあっては、安全保障会議の承認を得て措置できるものとして、総額のほか、1,000億円を限度とした調整枠が設定されたが、年度予算の上限はあくまで調整枠を除いた24兆2,400億円を上限とする

(参考4)

中期防衛力整備計画の推移



(注) 総額とは別に調整枠として、08中期防(1,100億円)、13中期防(1,500億円)、新中期防(1,000億円)が設けられている。

こととされている。

③ 計画の見直し

従来の中期防と同様に第3年度には、その時点における内外諸情勢を勘案し、所要経費の総額の範囲内で、必要に応じ見直しを行うこととされている。

5. 平成17年度予算について

(1) 歳出予算

i) 人件・糧食費

人件・糧食費は、退職者数の自然減による退職手当の減のほか、寒冷地手当の減等により、2兆1,562億円(対前年度△92億円)となっている。なお、退職者数の減は平成20年代初頭まで継続する見込みである。

ii) 歳出化経費

歳出化経費については、円高の影響等により1兆7,362億円(対前年度△96億円)となっている。

iii) 一般物件費

一般物件費については、原油価格高騰による油購入費の増があるものの、装備品の調達抑制、運用の効率化等により、9,377億円(対前年度△276億円)となっている。

平成17年度新防衛大綱・新中期防と
防衛関係予算について

(参考5) 三分類予算額推移表(平成12年度～平成17年度)

(単位: 億円、%)

	12' 予算		13' 予算		14' 予算		15' 予算		16' 予算		17' 予算	
	(含むSACO)	(除くSACO)	(含むSACO)	(除くSACO)	(含むSACO)	(除くSACO)	(含むSACO)	(除くSACO)	(含むSACO)	(除くSACO)	(含むSACO)	(除くSACO)
防衛関係費	(0.1)	(0.0)	(0.4)	(0.3)	(0.0)	(0.0)	(△ 0.1)	(△ 0.3)	(△ 1.0)	(△ 1.0)	(△ 1.0)	(△ 1.0)
	49,358	49,218	49,553	49,388	49,560	49,395	49,530	49,265	49,030	48,764	48,564	48,301
	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[100.0]
人件・糧食費	(1.7)	(1.7)	(1.1)	(1.1)	(0.0)	(0.0)	(△ 0.4)	(△ 0.4)	(△ 2.4)	(△ 2.4)	(△ 0.4)	(△ 0.4)
	22,034	22,034	22,269	22,269	22,273	22,273	22,188	22,188	21,654	21,654	21,562	21,562
	[44.6]	[44.8]	[44.9]	[45.1]	[44.9]	[45.1]	[44.8]	[45.0]	[44.2]	[44.4]	[44.4]	[44.6]
歳出化経費	(△ 1.9)	(△ 2.0)	(△ 0.5)	(△ 0.7)	(0.4)	(0.4)	(1.1)	(0.5)	(△ 2.1)	(△ 2.1)	(△ 0.9)	(△ 0.5)
	17,839	17,810	17,744	17,689	17,818	17,756	18,010	17,839	17,638	17,458	17,478	17,362
	[36.1]	[36.2]	[35.8]	[35.8]	[36.0]	[35.9]	[36.4]	[36.2]	[36.0]	[35.8]	[36.0]	[36.0]
一般物件費	(0.3)	(0.3)	(0.6)	(0.6)	(△ 0.7)	(△ 0.7)	(△ 1.5)	(△ 1.4)	(4.4)	(4.5)	(△ 2.2)	(△ 2.9)
	9,484	9,373	9,540	9,431	9,469	9,366	9,332	9,238	9,738	9,652	9,523	9,377
	[19.2]	[19.0]	[19.3]	[19.1]	[19.1]	[19.0]	[18.8]	[18.8]	[19.8]	[19.8]	[19.6]	[19.4]

注1: 計数は四捨五入によっているので符合しない場合がある。

注2: () は伸率、[] は構成比である。

iv) SACO 関係経費

SACO 関係経費は、沖縄県に所在する在日米軍の施設・区域の整理・統合・縮小を図ること等を目的として設置された「沖縄に関する特別行動委員会」(いわゆるSACO) の最終報告(平成8年12月2日)に盛り込まれた措置を実施するための経費である。平成17年度予算においては、沖縄における米軍関連施設の移設工事の進捗等により、263億円(対前年度△3億円)となっている。このうち、普天間飛行場代替施設については、代替施設の規模、工法、具体的建設場所等に係る基本計画(平成14年7月29日 国、地元等から成る代替施設協議会で策定)に従い、環境影響評価等に必要経費として約27億円を計上している。

以上の結果、防衛関係費総額は4兆8,564億円(対前年度△466億円、△1.0%)となり、対名目GDP比率は0.95%となっている。SACO 関係経費を除いたベースでは、総額が4兆8,301億円(対前年度△463億円、△1.0%)となっている。伸率は、昨年度に引き続き△1.0%であるが、16年度の減は人勧がマイナスだったことによる人件費の減に依る所が大きいのに対し、17年度は歳出化経費・一般物件費の抑制によ

る所が大きい。また、平成15年度から続いて初めての3年連続のマイナス伸率となった。(参考6)

(2) 新規契約及び後年度負担

① 防衛関係費の構造

戦車、護衛艦、戦闘機など主要装備品の多くは、発注から取得まで2～5年を要するため、国庫債務負担行為や継続費の形で契約権限が付与され、各年度に歳出化経費として支払いが予算化されるが、支払いの大宗は後年度負担となる。したがって、防衛関係費の全体構造を中・長期に亘って把握するためには、各年度の意思決定としての契約ベースの防衛予算に着目する必要がある。平成17年度の物件費契約ベース(SACO 関係経費を除く。以下、③及び④において同じ。)は、弾道ミサイル防衛システムの整備等を行う一方、既存の装備を抑制し、2兆7,135億円、対前年度△285億円(△1.0%)と3年ぶりの減となっている。(参考7、8、9)

② 主要装備品等

新規の主要装備品等(旧正面経費)の契約額については、総額7,141億円、対前年度△869億円(△10.8%)の減とな

(参考 6) 防衛関係費の推移

(単位: 億円、%)

年 度		当 初 予 算 額	伸 率	対 G D P 比 (G N P)	
		億 円	%	%	
52 大綱	昭和30年	1,349	—	1.78	
	31	1,429	5.9	1.73	
	一 次 防	32	1,435	0.4	1.46
		33	1,485	3.5	1.45
		34	1,560	5.1	1.45
		35	1,569	0.6	1.23
		36	1,803	14.9	1.15
	二 次 防	37	2,085	15.7	1.18
		38	2,412	15.7	1.18
		39	2,751	14.0	1.14
		40	3,014	9.6	1.07
		41	3,407	13.0	1.10
	三 次 防	42	3,809	11.8	0.93
		43	4,221	10.8	0.88
		44	4,838	14.6	0.84
		45	5,695	17.7	0.79
		46	6,709	17.8	0.80
	四 次 防	47	8,002	19.3	0.88
		48	9,355	16.9	0.85
		49	10,930	16.8	0.83
		50	13,273	21.4	0.84
		51	15,124	13.9	0.90
	08 大綱	52	16,906	11.8	0.88
		53	19,010	12.4	0.90
		54	20,945	10.2	0.90
55		22,302	6.5	0.90	
56		24,000	7.6	0.91	
57		25,861	7.8	0.93	
58		27,542	6.5	0.98	
59		29,346	6.55	0.991	
60		31,371	6.9	0.997	
61		33,435	6.58	0.993	
第一次中期防 (61年～2年)		62	35,174	5.2	1.004
63		37,003	5.2	1.013	
平成 元年		39,198	5.9	1.006	
2		41,593	6.1	0.997	
3		43,860	5.45	0.954	
第二次中期防 (3年～7年)		4	45,518	3.8	0.941
5	46,406	1.95	0.937		
6	46,835	0.9	0.948		
7	47,236	0.855	0.949		
8	48,455	2.58	0.968		
08 大綱	9	49,475	2.1	0.947	
	08中期防 (8年～12年)	(49,414)	1.98	0.946)	
		10	49,397	△ 0.2	0.938
		(49,290)	△ 0.3	0.936)	
		11	49,322	△ 0.2	0.978
		(49,201)	△ 0.2	0.975)	
	12	49,358	0.1	0.975	
	(49,218)	0.0	0.972)		
	13	49,553	0.4	0.956	
	13中期防 (13年～17年)	(49,388)	0.3	0.952)	
14		49,560	0.0	0.999	
(49,395)		0.0	0.996)		
15		49,530	△ 0.1	0.993	
(49,265)		△ 0.3	0.988)		
新大綱	16	49,030	△ 1.0	0.979	
	新中期防	(48,764)	△ 1.0	0.974)	
		17	48,564	△ 1.0	0.949
		(48,301)	△ 1.0	0.944)	

(注) 1.平成9年度～平成17年度の上段はSACOを含んだベース、下段の[]書きはSACOを除いたベース。
2.各年度の対GDP比は、各年度の政府家当時の政府経済見通しとの比較によるものである。

っている。これは、護衛艦の建造を行わないこととしたこと、戦車・火砲等の冷戦型の装備の調達数を縮減したこと等によるものである。(参考10)

③ その他の物件費

その他の物件費(旧後方経費)の新規契約額は1兆9,994億円、対前年度584億円(+3.0%)の増となっている。これは、より高度な情報通信態勢の構築

(2,115億円、対前年度+607億円)の影響等によるものである。

④ 後年度負担総額

新規の後年度負担額は、1兆7,758億円、対前年度△9億円(△0.1%)と3年ぶりの縮減を図っているが、既定分の後年度負担額が1兆1,905億円、対前年度+319億円と増加しているため、新規分と既定分を合わせた後年度負担の総額は、2兆9,663億円、対前年度+310億円(+1.1%)となっている。今後とも、後年度負担の圧縮に努め、予算の弾力性の回復を図っていく必要がある。

(3) 個別の主要施策

平成17年度予算においては、新中期防の重要施策を踏まえ、次のような施策を中心として予算の重点化を図ることとしている。(金額は契約ベース)

① 新たな脅威や多様な事態への実効的対応関連

i) 弾道ミサイル防衛(BMD)に係る諸施策の推進(1,198億円(16年度1,068億円))

16年度に引き続き、弾道ミサイル防衛に係る諸施策を推進する。BMDシステムの整備は、イージス艦、パトリオットなど、現有装備を最大限活用して効率的に進める。内容は、海上配備型上層ウェポンシステム(イージス艦の能力向上、SM-3ミサイルの取得・発射試験)、地上配備型ウェポンシステム(地対空誘導弾パトリオットシステムの能力向上、PAC-3ミサイルの取得)、指揮統制・通信システム(自動警戒管制システムの改修、戦術データ交換システムの整備)等からなる。

ii) グリラや特殊部隊による攻撃等への対応(765億円(16年度729億円))

グリラや特殊部隊の攻撃等への対処について、沿岸部等における警戒監視、侵

平成17年度新防衛大綱・新中期防と
防衛関係予算について

入した特殊部隊等の搜索、捕獲・撃破、重要施設防護等について対処能力の向上を図る。
17年度は、特に沿岸監視能力の充実・強化、重要施設等の防護能力の強化、捕獲・撃破のための対人戦闘能力等の向上を重視する。

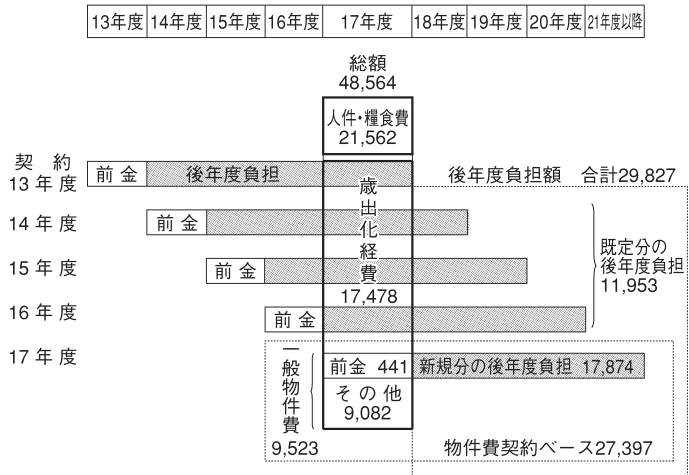
iii) 核・生物・化学兵器による攻撃への対応（76億円（16年度 69億円））

核・生物・化学兵器による攻撃対処の能力向上を図るため、検知・同定、防護、予防、診断・治療、除染等、必要な各種機能の充実に取り組む。

iv) 島嶼部に対する侵略への対応（1,092

（参考7）平成17年度防衛関係費の構造（SACO 関係経費を含む）

（単位：億円）



億円（16年度 1,094億円））

島嶼部に対する侵略に実効的に対処し

（参考8）

物件費〈契約ベース〉の予算の推移

（単位：億円、％）

年度	物件費		主要装備品等		その他		シェア	
	伸	率	伸	率	伸	率	主要装備品等	その他
61	19,865	5.5	9,256	5.2	10,610	5.8	46.6	53.4
62	21,699	9.2	9,483	2.5	12,216	15.1	43.7	56.3
63	22,736	4.8	9,805	3.4	12,931	5.9	43.1	56.9
元	24,907	9.5	10,207	4.1	14,700	13.7	41.0	59.0
2	26,474	6.3	10,727	5.1	15,748	7.1	40.5	59.5
3	25,835	△ 2.4	8,985	△ 16.2	16,850	7.0	34.8	65.2
4	26,515	2.6	8,650	△ 3.7	17,865	6.0	32.6	67.4
5	27,252	2.8	8,800	1.7	18,452	3.3	32.3	67.7
6	27,860	2.2	8,820	0.2	19,040	3.2	31.7	68.3
7	27,743	△ 0.4	8,250	△ 6.5	19,493	2.4	29.7	70.3
8	28,426	2.5	8,352	1.2	20,074	3.0	29.4	70.6
9	28,861	1.5	8,410	0.7	20,451	1.9	29.1	70.9
	(28,796)	1.3	8,410	0.7	20,386	1.6	29.2	70.8
10	27,074	△ 6.2	7,980	△ 5.1	19,093	△ 6.6	29.5	70.5
	(26,893)	△ 6.6	7,980	△ 5.1	18,913	△ 7.2	29.7	70.3
11	27,295	0.8	7,965	△ 0.2	19,330	1.2	29.2	70.8
	(27,111)	0.8	7,965	△ 0.2	19,146	1.2	29.4	70.6
12	27,021	△ 1.0	7,720	△ 3.1	19,301	△ 0.2	28.6	71.4
	(26,891)	△ 0.8	7,720	△ 3.1	19,171	0.1	28.7	71.3
13	27,149	0.5	7,670	△ 0.6	19,479	0.9	28.3	71.7
	(26,908)	0.1	7,670	△ 0.6	19,238	0.3	28.5	71.5
14	27,162	0.0	7,660	△ 0.1	19,502	0.1	28.2	71.8
	(26,833)	△ 0.3	7,660	△ 0.1	19,173	△ 0.3	28.5	71.5
15	27,105	△ 0.2	7,630	△ 0.4	19,475	△ 0.1	28.2	71.8
	(26,855)	0.1	7,630	△ 0.4	19,225	0.3	28.4	71.6
16	27,644	2.0	8,010	5.0	19,634	0.8	29.0	71.0
	(27,419)	2.1	8,010	5.0	19,409	1.0	29.2	70.8
17	27,397	△ 0.9	7,141	△ 10.8	20,256	3.2	26.1	73.9
	(27,135)	△ 1.0	7,141	△ 10.8	19,994	3.0	26.3	73.7

① 1. 四捨五入による不符号あり。

2. 平成9年度～平成17年度の上段はSACOを含んだベース、下段の()はSACOを除いたベース。

(参考9)

後年度負担の推移

(単位：億円、%)

年度	新 規 分						既 定 分		合 計	
	主要装備品等	伸 率	その他	伸 率	合 計	伸 率		伸 率		伸 率
50	2,281	26.5	1,015	30.6	3,296	27.8	1,771	△ 5.7	5,067	13.6
51	2,457	7.7	1,135	11.8	3,592	9.0	2,113	19.3	5,705	12.6
52	2,882	17.3	1,358	19.7	4,241	18.1	2,189	3.6	6,429	12.7
53	4,900	70.0	1,440	6.0	6,340	49.5	2,405	9.9	8,745	36.0
54	3,555	△ 27.5	1,908	32.5	5,463	△ 13.8	3,731	55.1	9,194	5.1
55	6,486	82.4	2,194	15.0	8,679	58.9	4,037	8.2	12,716	38.3
56	4,482	△ 30.9	2,593	18.2	7,075	△ 18.5	6,411	58.8	13,485	6.1
57	7,937	77.1	3,060	18.0	10,997	55.4	6,474	1.0	17,471	29.6
58	6,453	△ 18.7	4,348	42.1	10,801	△ 1.8	8,950	38.2	19,751	13.0
59	7,855	21.7	3,745	△ 13.9	11,599	7.4	9,882	10.4	21,481	8.8
60	8,521	8.5	3,807	1.7	12,328	6.3	10,730	8.6	23,058	7.3
61	8,974	5.3	4,240	11.4	13,214	7.2	10,969	2.2	24,183	4.9
62	9,148	1.9	5,523	30.3	14,671	11.0	11,355	3.5	26,026	7.6
63	9,441	3.2	5,590	1.2	15,031	2.5	10,886	△ 4.1	25,916	△ 0.4
元	9,827	4.1	6,699	19.8	16,526	9.9	11,090	1.9	27,616	6.6
2	10,329	5.1	7,061	5.4	17,390	5.2	11,873	7.1	29,263	6.0
3	8,652	△ 16.2	7,892	11.8	16,544	△ 4.9	12,077	1.7	28,621	△ 2.2
4	8,332	△ 3.7	8,802	11.5	17,134	3.6	11,297	△ 6.5	28,431	△ 0.7
5	8,503	2.1	9,218	4.7	17,720	3.4	10,750	△ 4.8	28,471	0.1
6	8,579	0.9	9,722	5.5	18,301	3.3	10,597	△ 1.4	28,897	1.5
7	8,060	△ 6.1	9,922	2.1	17,982	△ 1.7	11,764	11.0	29,746	2.9
8	8,189	1.6	10,330	4.1	18,519	3.0	11,920	1.3	30,440	2.3
9	8,269	1.0	10,670	3.3	18,938	2.3	12,401	4.0	31,339	3.0
	(8,269)	1.0	10,666	3.2	18,934	2.2	12,401	4.0	31,335	(2.9)
10	7,836	△ 5.2	9,708	△ 9.0	17,544	△ 7.4	13,448	8.4	30,992	△ 1.1
	(7,836)	△ 5.2	9,630	△ 9.7	17,466	△ 7.8	13,448	8.4	30,914	△ 1.3)
11	7,863	0.3	9,976	2.8	17,839	1.7	12,668	△ 5.8	30,507	△ 1.6
	(7,863)	0.3	9,900	2.8	17,763	1.7	12,668	△ 5.8	30,431	△ 1.6)
12	7,622	△ 3.1	9,915	△ 0.6	17,537	△ 1.7	12,347	△ 2.5	29,884	△ 2.0
	(7,622)	△ 3.1	9,896	△ 0.0	17,518	△ 1.4	12,301	△ 2.9	29,819	△ 2.0)
13	7,572	△ 0.7	10,037	1.2	17,609	0.4	12,166	△ 1.5	29,774	△ 0.4
	(7,572)	△ 0.7	9,905	0.1	17,477	△ 0.2	12,156	△ 1.2	29,633	△ 0.6)
14	7,553	△ 0.3	10,140	1.0	17,693	0.5	12,164	△ 0.0	29,856	0.3
	(7,553)	△ 0.3	9,914	0.1	17,467	△ 0.1	12,084	△ 0.6	29,551	△ 0.3)
15	7,523	△ 0.4	10,250	1.1	17,773	0.5	11,901	△ 2.2	29,674	△ 0.6
	(7,523)	△ 0.4	10,094	1.8	17,617	0.9	11,804	△ 2.3	29,421	△ 0.4)
16	7,523	△ 0.0	10,383	1.3	17,906	0.8	11,611	△ 2.4	29,517	△ 0.5
	(7,523)	△ 0.0	10,244	1.5	17,767	0.9	11,586	△ 1.8	29,353	△ 0.2)
17	6,832	△ 9.2	11,042	6.3	17,874	△ 0.2	11,953	2.9	29,827	1.0
	(6,832)	△ 9.2	10,926	6.7	17,758	△ 0.1	11,905	2.8	29,663	1.1)

(注) 1. 四捨五入による不符合あり。

2. 9年度～17年度の上段はSACOを含んだベース、下段の()書きはSACOを除いたベース。

得よう、部隊を機動的に輸送・展開する能力等の向上を図る。17年度は、輸送ヘリの整備等による輸送能力の向上とともに、空中給油・輸送機の整備等による防空・洋上阻止能力の向上を図る。

v) 武装工作船等への対応 (41億円 (16年度 99億円))

武装工作船等の発見・分析、停船のための対応、停船後の対応について対処能力の向上を図る。

vi) 大規模・特殊災害等への対応 (718億円 (16年度 649億円))

大規模・特殊災害等に適切に対処し得る態勢を整備する。

② 新たな統合運用体制関連 (8億円 (16年度 32億円))

「自衛隊の運用は統合運用を基本とする」体制へ移行するため、統合幕僚組織の新設及び各幕僚監部等の改編を行うほか、防衛庁長官の補佐機構等必要な体制を整備する。

③ より高度な情報通信態勢の構築 (2,115億円 (16年度 1,508億円))

統合運用や国際活動等の円滑な遂行に

(参考10) 主要装備品（主なもの）の整備規模

区分	種 類	16年度	17年度
陸上自衛隊	戦車	15両	12両
	火砲（迫撃砲を除く。）	8両	7両
	多連装ロケットシステム	3両	—
	装甲車	16両	16両
	戦闘ヘリコプター（AH-64D）	2機	2機
	輸送ヘリコプター（CH-47JA）	1機	1機
海上自衛隊	03式中距離地对空誘導弾	0.25(+)個群	2個中隊
	イージス・システム搭載護衛艦の能力向上	1隻	1隻
	護衛艦	1隻	—
	潜水艦	1隻	1隻
	哨戒ヘリコプター（SH-60K）	7機	7機
	掃海・輸送ヘリコプター（MCH-101）	1機	—
航空自衛隊	地对空誘導弾ベトリオットの能力向上	1個高射群分	1個高射群相当分
	戦闘機（F-15）近代化改修	2機	4機
	戦闘機（F-2）	5機	5機
	輸送ヘリコプター（CH-47J）	1機	—
	空中給油・輸送機（KC-767）	1機	1機

資するよう、情報通信技術（IT）を活用した情報通信機能の強化及び情報セキュリティの確保を図りつつ、より広範・機動的な情報通信態勢の構築を重点的かつ計画的に推進する。

④ 我が国を含む国際社会の平和と安定のための取組み

国際平和協力活動に主体的かつ積極的に取り組むほか、諸外国との安全保障対話・防衛交流、共同訓練等の充実を図る。

(4) イラク人道復興支援関係経費

「イラク人道復興支援特措法」に基づき、自衛隊は、医療、給水、学校等施設の復旧・整備や物資の輸送といった支援を行っている。平成16年12月9日に基本計画が変更され、派遣期間が1年延長され、平成17年12月14日までとなった。これに伴い、自衛隊の活動に要する経費（手当、通信費、糧食費等）のうち、16年度に必要となるものについては、予備費で措置することとした。また、平成17年4月1日から12月14日までに必要となる自衛隊の活動経費約146億円を平成17年度予算に計上している。

(5) 組織の改編と自衛官定数

陸上自衛隊の基幹部隊の見直し（第3・

第6師団の改編、第14旅団の新編）、統合幕僚監部（仮称）の新設、情報本部の長官直轄化等の組織の見直しにより、自衛官定数を前年度に比べ1,598人削減するとともに、即応予備自衛官626人を削減することとしている。

(6) 在日米軍駐留経費負担

我が国には、約4万人の米軍が駐留しており、これらの経費については、従来から日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保するため、日米地位協定等に基づき我が国として必要な負担を行ってきている。この経費は、「提供施設整備費」、「労務費」、「光熱水料等」及び「訓練移転費」の4種類の経費から成っているが、平成17年度予算における在日米軍駐留経費負担については、種々の効率化を図ったことにより、全体で2,378億円、対前年度△63億円の減となっている。

6. おわりに

昨年は、昭和29年に防衛庁・自衛隊が発足してから50周年に当たる節目の年であるとともに、安全保障環境の変化を踏まえ、新たな防衛大綱及び中期防が策定されるなど、防衛力の在り方が抜本的に見直された転換の年であった。

極めて深刻な状況にある財政事情を踏まえ、あらゆる歳出項目について聖域無く見直し・効率化が求められる中、防衛関係予算についても、自衛隊の組織・装備等を抜本的に見直し、初めてマイナス伸率の中期防となるなど、防衛の構造改革が行われた。今後とも、要員・装備・運用にわたる効率化・合理化を図り、限られた資源でより多くの成果を達成することが求められており、引き続き改革に取り組み、多機能で弾力的な実効性のある防衛力の整備を進めていく必要がある。

（文中、意見にわたる部分は筆者の私見である。）